

## XI 新幹線鉄道振動の状況

### 1 新幹線鉄道振動の監視

振動については環境基準が設定されてないため、環境庁長官は運輸大臣に対し、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年3月12日環大特第32号)により、新幹線鉄道振動の指針値による対策を勧告している。

県内では、県(隔年)、静岡市、浜松市、富士市が、新幹線鉄道振動に係る指針値の適合状況を確認するために、新幹線鉄道沿線地域において調査を実施している。

平成24年度に実施した調査の状況は、表XI-1のとおりである。

表XI-1 調査の実施状況

軌道中心からの距離	測定地点数				
	県	静岡市	浜松市	富士市	合計
12.5m	—	—	—	1	1
25m	—	—	2	1	3

(注) 県は隔年で調査を実施しており、平成24年度は調査していない。

### 2 指針値

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年3月12日環大特第32号)において、新幹線鉄道振動の指針値として70dBが示されている。

### 3 新幹線鉄道振動の調査結果

平成24年度調査においては、全ての地点で指針値に適合した。

表XI-2 新幹線鉄道振動に係る指針値の適合状況

No	測定地点	地点側の 軌道(上 下線別)	指針値 (dB)	軌道から12.5m		軌道から25m		軌道から50m	
				評価値 (dB)	適否	評価値 (dB)	適否	評価値 (dB)	適否
1	浜松市南区鶴見町	下	70	—	—	53	○	—	—
2	浜松市南区増楽町	上	70	—	—	55	○	—	—
3	富士市中之郷	上	70	65	○	63	○	—	—

(注) 指針値及び評価値は、列車ごとの最大振動レベルの平均値( $L_{Smax}$ 、単位デシベル(dB))である。